

毎週火、水、木、金(但休日に当るときは翌日)  
日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

一〇号中訂正

昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第  
四一一号中訂正

## 告 示

### 示

#### 鳥取県告示第四百八十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年八月三十日道路の位置を指定したので同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人 住所氏名 道路の位置の指定場所 及び道路幅員  
鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十一  
大阪市東区今橋四百九番地

申請人 住所氏名 道路の位置の指定場所 及び道路幅員  
大栄町倉吉市中学校組合等の事務の委託

鳥取海区漁業調整委員会委員の選任

クリーニング師試験の実施

昭和三十七年八月二十四日付け公報中訂正

昭和三十七年八月二十一日付け鳥取県告示第

四百六十三号中訂正

昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第

四百六十四号中訂正

昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第

四百六十五号中訂正

日本生命保険相互会社

延長 幅員 四、〇米

七〇米

正誤 ◇

公 安 告 示 ◇

公 安 告 示 ◇

正誤 ◇

名	称	所	在	地	診	療	科	名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
岡田医院		東伯郡東伯町丸尾		内科、外科、産婦人科					岡田	俊郎	昭和三十七年七月十四日	乙の二			
大石小兒科		倉吉市西仲町三宅		小兒科					大石	恒善	六月三十日	二			
米増病院		宮川町		外科、整形外科、胃腸科、放射線科					米増	保	八月一日	一			
吉田歯科医院	氣高郡青谷町山根			歯科					吉田	通	七月十四日				

## 鳥取県告示第四百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

氏 名	住 所	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗	登 録 年 月 日
中本 二郎	西伯郡岸本町番原			
新 太喜治	東伯郡三朝町山田			
千貫 寿直	羽合町長瀬			
倉繁千勢子	倉吉市魚町二五八			
山内 晃	鳥取市立川四丁目			

鳥薬第一四二号

鳥取県告示第四百八十九号

鳥取県告示第四百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関 所 在 地 同上受理年月日

岡田医院 鳥取県東伯郡東伯町丸尾 昭三七、七、一四

吉田歯科医院 鳥取県氣高郡青谷町山根 ノ

米増病院 倉吉市宮川町 昭三七、八、一

鳥取県告示第四百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三ノ三節第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏 名 登録年月日

鳥国医九三九 橋本 之方 昭和三十七年八月七日

三十八条に規定する登録について、同法第三十九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏 名 登録年月日

鳥国医九三九 橋本 之方 昭和三十七年八月七日

01055

(第3種郵便物)  
公報 認可 第3357号

## 鳥取県告示第四百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

所 登録の記号番号 登録年月日

橋本之方 鳥取市吉方二六五 鳥医第九三九号 昭和三十七年八月七日

## 鳥取県告示第四百九十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

所 売さばき場所 指定年月日

萩原正 八頭郡智頭町大字智頭一八一六の一 同上 昭和三十七年九月一日

昭和三十七年九月四日 鳥取県公報 第3357号

01057

(第3種郵便物)  
公報 認可 第3357号

## 鳥取県告示第四百九十二号

鳥取県収入証紙小売さばき人の指定を次のとおり取消しする。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

番号 氏名 住所 所 売さばき場所 取消年月日

四〇 武田克人 八頭郡智頭町大字智頭木村 協同組合 年九月一七

大栄町倉吉市中学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

## (公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第七条第四項の規定に基づき、大栄町倉吉市中学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

## （経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

## （その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

5 昭和三十七年九月四日 火曜日 鳥取県公報 第3357号

鳥取県町村職員退職手当組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県町村職員退職手当組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、けの費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県市町村消防災害補償組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

鳥取県市町村消防災害補償組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県市町村消防災害補償組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(公平委員会の事務の委託)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

鳥取県告示第四百九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十五条

条第三項第二号の規定により、昭和三十七年八月十二日次のとおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。

昭和三十七年九月四日

区 分 住 所 氏 名	鳥取県知事 石 破 二 破
学識経験委員 岩美郡岩美町大字網代 博田 義雄	同 境港市明治町 和田富士一
公益代表委員 東伯郡赤崎町大字赤崎 三好 久義	

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十七年九月二十日 午後一時三十分から

鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市上原二五ー

2 自動車運転者 藤 原 忠 司

3 鳥取市菖蒲三四一

自動車運転者 田 中 実

鳥取市西品治九六

自動車運転者 小 森 泰 治

二 倉吉地区

1 聆聞の期日及び場所

昭和三十七年九月十三日 午後二時三十分から

倉吉市明治町 倉吉警察署

2 聆聞当事者の住所及び氏名

1 倉吉市堺町二丁目二三九の四三

自動車運転者 谷 口 まつ子

2 東伯郡東郷町字松崎四一三

01071

## 自動車運転者 守山金助

## 三 米子地区

## 1 聽聞の期日及び場所

昭和三十七年九月十三日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

## 2 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市天神町一丁目五六

自動車運転者 足立節夫

西伯郡西伯町上中谷六三〇

自動車運転者 遠藤宣夫

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所  
明日屋クリーニング店

## 実地試験

## 学校試験

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四  
十七条に規定する者2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による  
国民学校の高等科を終了した者3 旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による  
中等学校の二年の課程を終わつた者

## 公 告

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七  
条の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり行  
なう。

## 4 厚生大臣が前各項に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

## 四 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗たく物の処理に関する知識

## 五 受験手続

(一) 受験願(別紙様式による。)

(二) 履歴書

(三) 写真(手札判で出願前六月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名、生年月日を記入すること。)

(四) 受験資格を有することの証明書

2 提出先

(一) 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

## 一 試験の日時

昭和三十七年九月二十六日午前八時三十分から午前十一時三十分まで

## 二 試験の場所

昭和三十七年九月二十六日午後一時から

## 三 実地試験

昭和三十七年九月二十六日午前八時三十分から午前十一時三十分まで

## 四 学科試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

## 五 実地試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所  
明日屋クリーニング店

## 六 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四  
十七条に規定する者2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による  
国民学校の高等科を終了した者3 旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による  
中等学校の二年の課程を終わつた者鳥取県東町一丁目二二〇番地鳥取県厚生部衛生課  
3 提出期間

昭和三十七年九月十日から昭和三十七年九月十五日

まで、ただし、郵送の場合は九月十五日付けの消印  
があるものは有効とする。

## 七 試験手数料

五百円(鳥取県収入証紙五百円を受験願にはりつける  
こと。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所地を有す  
る者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為  
替で送付すること。)

## 八 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人あて受験許可  
を通知し、受験票を送付する。2 受験者は、実地試験用として、ワイヤーシャツ及びズ  
ボン各一枚を各自携帯すること。

別紙

クリーニング師試験受験願

本籍

住所(たれだれ方まで記入すること。)

(ふりがなをつける)

生年月日

氏名

今回行なわれるクリーニング師試験を受けたいので、  
関係書類を添えてお願ひします。

昭和 年月日

氏名

鳥取県知事 石破二朗 殿

正

誤

正

誤

正

昭和三十七年八月二十四日付け鳥取県告示四百十号中

次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正

誤

正

昭和三十七年八月二十四日付け公告中次の箇所に誤り

があつたので訂正する。

5 上 6 倉吉市上井町 経済連会議室

5 上 6 米子市錦町

米子市自動車学校

昭和四年四月六日第三種郵便物認可

5 上 6 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

刷 刷

県

〔定期〕一部月額二五〇円(配達料共)

5 上 7 米子市錦町 倉吉市上井町  
経済連会議室

昭和三十七年八月二十一日付け鳥取県告示第四百六十

次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正

誤

正

1 下 12 水 木

本